改正後

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　（略）

2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設（第三項において「指定施設」という。）が、当該施設における展示のために譲渡し等（生きている個体に係るものを除く。）をする場合

五～十　（略）

3　第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は公立の指定施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

改正前

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　（略）

2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設（第三項において「博物館相当施設」という。）が、当該施設における展示のために譲渡し等（生きている個体に係るものを除く。）をする場合

五～十　（略）

3　第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は公立の博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

附　則

この省令は、博物館法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

○防衛省令第二号

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（選考による採用）

第二十三条　選考による自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員（第四十四条及び第四十七条第三項第一号において「定年前再任用短時間勤務隊員等」という。）を除く。第四十六条において同じ。）を除く。第二十九条の三、第三十一条の三及び第四十四条第一項を除き、以下同じ。）の採用（次項に規定する採用及び隊員の幹部職（法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職をいう。）への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

2・3　［略］

（隊員の降任）

第三十一条の二　任命権者は、隊員を降任させる場合には、法第四十二条、第四十二条の二、第四十四条の二第一項本文及び第四十六条並びに第二十九条の三の規定による場合を除き、当該隊員の人事評価等の結果に基づき、法第三十七条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力）を有すると認められる階級又は官職に、当該隊員についての人事の計画への影響等を考慮して、行うものとする。

2　［略］

改正前

（選考による採用）

第二十三条　選考による自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。）を除く。第二十九条の三、第三十一条の三及び第四十四条第一項を除き、以下同じ。）の採用（次項に規定する採用及び隊員の幹部職（法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職をいう。）への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

2・3　［同上］

（隊員の降任）

第三十一条の二　任命権者は、隊員を降任させる場合には、法第四十二条、第四十二条の二及び第四十六条並びに第二十九条の三の規定による場合を除き、当該隊員の人事評価等の結果に基づき、法第三十七条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力）を有すると認められる階級又は官職に、当該隊員についての人事の計画への影響等を考慮して、行うものとする。

2　［同上］